平成２２年（フ）第５０９号
奈良県橿原市中曽司町288番地の１　サンフェアリーⅡ405
債務者　渡邊　弘美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
奈良県大和高田市東雲町15番26号、前住所奈良県奈良市東木辻町47番地の１
債務者　巽　　善徳
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５１４号
奈良県香芝市瓦口2205番地グランディール・ヤマナカ301号
債務者　秀平知恵子こと　秀平知惠子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５１６号
奈良県磯城郡田原本町大字秦庄345番地の20
債務者　田宮　慶子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
奈良県橿原市久米町578番地の２　神宮吉田マンション306号室
債務者　国本陽子こと　李　　英姫
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
鳥取県鳥取市賀露町北４丁目10番16号
債務者　田村　孝一
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０７号
鳥取県米子市旗ヶ崎２丁目14番36号　102号
債務者　三浦　陽一
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第８０８号
岡山市北区牟佐765　岡山刑務所、住民票上の住所岡山県美作市岩見田189番地２
債務者　竹久　啓介
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１号
山口県萩市大字椿東6509番地、住民票上の住所広島県呉市広本町３丁目14番25号
債務者　立畠　良子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第５６号
山口県萩市大字江崎1118番地１
債務者　室谷　圭子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第５７号
山口県萩市大字下小川3557番地
債務者　安岡　奈月（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第６０号
山口県萩市大字土原160番地１　Ｂ－１号
債務者　藤山　聖子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第３８２号
山口県下関市彦島緑町12番18号　大関アパート、前住所山口県宇部市大字東須恵614番地
債務者　樂間　菊枝
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
高知県安芸郡奈半利町乙1419番地10　県営住宅奈半利団地13号
債務者　齊藤　幸美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
福岡県嘉麻市上臼井351番地２
債務者　川上　修二
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１０９号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1519番地の１
債務者　山本　悦子（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１２３号
福岡県宮若市湯原655番地
債務者　安達　公一
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１７７号
福岡県田川市大字伊田4969番地
債務者　矢幡　博祥
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　福岡地方裁判所田川支部